

平成 21 年 2 月 4 日

太子町長 首 藤 正 弘 様

太子町行財政審議会
会長 門 田 善 二



下水道料金の改定について（答申）

平成 21 年 1 月 19 日付け諮問第 2 号で諮問のあった標記のことについて、下記のとおり答申します。

記

1. はじめに

下水道事業は平成 17 年度に整備工事が終了したものの、財政面については、現行の下水道使用料では維持管理費（人件費、マンホールポンプ及び管渠の維持管理費、汚水処理維持管理負担金等）、建設に係る借入金の返済（建設のために発行した地方債の元利償還費）等を十分に賄うことができず、一般会計からの繰入金に頼っている。

下水道事業会計の、公費で負担すべき部分を除く独立採算の原則を基本に、下水道使用料のあり方について、次のとおり慎重に審議した。

2. 審議経過

第 1 回（平成 21 年 1 月 19 日）

下水道使用料の基本的な考え方、事務局より提出された「下水道使用料改定資料」及び経営健全化計画についての説明を受けた。

これに対して、下水道未接続世帯への対応、改定の時期、収支計画等の質疑を行った。

第 2 回（平成 21 年 1 月 26 日）

使用料改定について、収支計画、近隣の状況等詳細説明を受けた。

これに対して、下水道使用料未納額、督促状況、平均的な使用水量の階層の改定率、近隣市町との料金差等の質疑を行った。

第3回（平成21年2月4日）

下水道使用料の徴収率向上、料金改定施行時期への要望、滞納整理の強化、経営改善等の意見が出た。

3. 審議結果

上記の審議経過を踏まえ、以下の意見を付し、原案のとおり改定することが適当である。

- (1) 下水道使用料の増収及び環境面から、より一層の下水道への接続について努力すること。
- (2) 使用料の滞納がなくなるよう徴収についても努力すること。
- (3) 下水道使用料の改定に当たっては、時期を検討し、十分な広報を行い使用者の理解を得るよう努めること。

4. 今後の取組事項

改定案どおり使用料改定が行われても、一般会計からの赤字補填は解消されない。上記意見に従い不断の努力を行うとともに、継続的な経費節減を図ることを前提として経営分析を行い、安定経営を図られたい。